

くらすと

Vol.106

5月は消費者月間です

商品の購入やサービスの提供など契約のことでお困りの時は、**188（局番なし）**にお電話ください。

- いらぬものはキッパリ断る。
- 簡単に儲かる話はありません。
- A T Mから還付金はもらえません。

**お断りします**

消費者月間 大阪府市連携講演会

テーマ

キャッシュレス時代の消費者トラブル防止策

講師

市田 雅良（大阪府金融広報委員会 金融広報アドバイザー）

とき

令和4年5月27日(金)午後2時から午後3時まで

参加費

無料

定員

50名(申込多数の場合は抽選)

開催方法

オンラインによる開催

【QRコード】



お申し込みはこちらから

⇒ [大阪府インターネット申請・申込みサービス](#)

令和4年度 消費者月間統一テーマ

考えよう！大人になるとできること、気をつけること

～18歳から大人に～

[消費者庁ホームページ](#)

【QRコード】



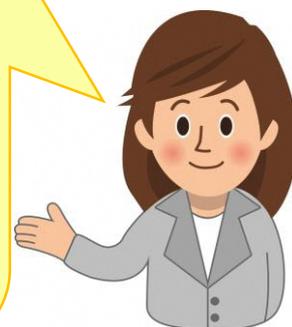
改正特定商取引法が6月1日に施行されます！

インターネット通販をご利用の際にはご注意！

- 改正特定商取引法により、事業者は、取引における基本的な事項について、注文を確定する前の画面で明確に表示することが必要になりました。
消費者のみなさんは、注文を確定させる前に、最終確認画面で必要事項をしっかりと確認するようにしましょう！

注文を確定させる前に、確認するポイント

- ①1回限りの購入ですか？
「〇カ月コース」、「定期」、「自動更新」、「無期限」などの表示があれば、2回目以降も届きます。
- ②支払うことになる代金は、いくらと書いてありますか？
複数の商品を注文する場合は、個々の商品の価格、送料、支払総額を確認しましょう。定期購入の場合は、各回の代金、各回の請求時期、支払うこととなる代金の総額を確認しましょう。
- ③解約の方法は？
1回限りで、簡単に、無料で、解約できますか？
連絡方法、連絡先、解約の条件も確認しておきましょう！



- 契約内容がわかりづらい通販サイトを利用する時は、要注意！
証拠を残すため、最終確認画面のスクリーンショットを残しておきましょう。
- 令和4年4月から一人で契約ができるようになった18歳、19歳の皆さんは、特に慎重に契約内容を確認しましょう！

令和4年6月1日以降、誤認させる表示により申し込みをしてしまった場合は、
契約を取り消せる可能性があります！
困ったときは「188」にご相談ください。

クーリング・オフの通知がメール等でできます！

- これまでクーリング・オフの通知は、はがきでしかできませんでしたが、令和4年6月1日からは、メール等でも通知できるようになります！



改正について、詳しくはこちらをご覧ください。→[特定商取引法・預託法の改正について](#)(消費者庁HP)

2022年4月1日から
成年年齢が18歳に！



消費者庁HP

若者向け消費者
トラブル事例や
対処法に関する
動画はこちら→



大阪府HP

おかしいな、困ったなと思ったら
消費者ホットライン

☎188(いやや！)

※局番なし

大阪府消費生活センター ☎06-6616-0888
ホームページ：<https://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/>

大阪市消費者センター ☎06-6614-0999
ホームページ：<https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/>

12 つくる責任
つかう責任

